

## 令和2年度データサイエンスを活用した直売所調査事業業務企画提案に係る参加仕様書

### 1 事業の目的

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、外食を控えて、自宅で食事をする回数が増加している中で、新鮮な地元食材へのニーズが高まるなど、地産地消の大切さを改めて実感する消費者が増えており、直売所への関心が高まっています。

県内には約200カ所の直売所等がありますが、旬の時期に出荷量が集中し、逆に端境期には販売する地元食材が確保できないなど、安定供給に課題があることから、それを解消することが求められています。

直売所における消費者ニーズなどを分析することによって、ニーズある農産物の生産を提案するとともに、各直売所において、消費者ニーズをもとにした農林水産物の品揃えを増やすことなどで、地域での生産・消費を促進します。

### 2 委託業務の内容

(1) 委託事業名 令和2年度データサイエンスを活用した直売所調査事業

(2) 委託期間 契約日から令和3年2月26日(金)

(3) 委託内容

県内のタイプの異なる複数の直売所において、消費者ニーズのデータ収集・分析を行うとともに、実際に出荷されている農林水産物の状況もデータ収集・分析を行い、需要と供給のギャップを把握する。

把握したデータ及び把握したデータとビッグデータ等との比較分析から、直売所の魅力、機能向上につながる品揃え改善、潜在需要の発掘、新たな販売方法と、その実現に向けた農林水産事業者側の取組方策について検討し、タイプ別の直売所モデルを提案する。

また、直売所間の商品シェアや物流の仕組みを検討するため、直売所のニーズや可能性等についても本調査時にあわせてヒアリングを行う。

なお、調査等の実施にあたっては以下を要件とする。

- ・ 県内の直売所10カ所以上のヒアリングを行い、その中から地域や規模、店質等が異なる直売所5カ所を選定し調査を行うこと。実際に調査する直売所については、受託者の提案を基に県と協議のうえ決定する。
- ・ 直売所との日程調整は受託先が行い、日程については県と共有すること。
- ・ データ収集にあたっては、IoT・AIを活用し、調査目的の達成に有効なデータを効率的に収集できるよう工夫すること。
- ・ 協力いただく直売所に対して、調査内容を丁寧に説明し、直売所にとって有効な調査となるよう構成すること。
- ・ 直売所の規模や店質等の違いを考慮した複数のタイプ別直売所モデルを提案すること。

※本業務の調査結果も参考にしながら、直売所間の商品シェアや物流の仕組みをつくるため、直売所等のネットワーク構築を検討します。(「直売所ネットワーク構築事業」として別途公募予定)

### 3 契約上限額

3,960,000円(消費税及び地方消費税を含む)

### 4 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とする。

(1) 参加者資格

- ・ 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 最優秀提案者資格

- ・三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- ・三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ・三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

## 5 契約条件

(1) 委託業務名 令和2年度データサイエンスを活用した直売所調査事業業務委託

(2) 契約期間 契約日から令和3年2月26日（金）まで

(3) 成果品 令和2年度データサイエンスを活用した直売所調査事業完了報告書（1部、様式は任意）にヒアリング調査内容、データ収集・分析内容、直売所機能向上の方策、農林水産事業者の生産拡大や所得向上の方策、県内の直売所が活用できる「モデル」等、調査事業の結果をとりまとめ提出すること。

また、上記報告に係る資料及び企画提案コンペへの提出資料に関するデータ資料を収めた電磁的記録媒体 CD-ROM（1部）をあわせて提出すること。

## 6 参加資格確認申請書の提出

(1) 本事業を受託しようとする者は、企画提案書の提出に先立ち「企画提案コンペ参加資格確認申請書」（第1号様式）を作成・押印のうえ、1部提出すること。

(2) 提出期限等

企画提案コンペ参加資格確認申請書は、持参又は郵送で提出すること。（電子メール、FAXによる提出は受け付けないこととする。）

提出期限は、令和2年9月4日（金）15時必着とする。

郵送の場合は、電話にて提出先に到達を確認すること。

(3) 提出先

〒514-8570 津市広明町13番地

三重県農林水産部フードイノベーション課（県庁6階）

電話 059-224-2395

## 7 企画提案コンペの実施

企画提案者が本参加仕様書に基づき提出した企画提案資料及び提案者によるプレゼンテーションにより、別に設置する「令和2年度データサイエンスを活用した直売所調査事業業務委託企画提案コンペ選定委員会」においてその内容の審査を行い、優秀企画提案を選定したうえでその提案を提出した最優秀提案者と委託契約を締結する。

本企画提案コンペは、最優秀提案者を決定するために、業務における具体的な取組内容についての提案を求めるものであり、事業実施上の成果を求めるものではない。

実際に委託契約を締結するにあたっては、県と最優秀提案者との協議により詳細な事業内容を決定するものとする。

なお、企画提案コンペの審査基準は、以下のとおり。

(1) 的確性

- ・仕様書に示す本事業の目的に合致した調査となるような具体的な内容が記されているか。また、新型コロナウイルス感染症の影響による農林水産市場の変化を捉えられているか。

(2) 企画性

- ・データの収集方法や分析方法が具体的に示され、県内の直売所への効果的な展開が可能な調査内容となっているか。また、調査内容や方法が三重県内の実情を考慮した提案となっているか。

(3) 専門性

- ・IoT・AI、データサイエンス、データ解析、マーケット知識や流通など、本調査に関する

十分な知識を有しており、事業を一貫して実施できるか。

(4) 調整力

・直売所の調査にあたり、関係機関と十分協議し実施するための方針が示されているか。

(5) 経済性

・十分な効果が期待できる、適正な見積もりかつ費用対効果の高い内容となっているか。

(6) 業務推進体制

・本県域において委託業務が適切に実施できる体制を構築しているか。

## 8 企画提案関連資料の提出

(1) 提出を求める企画提案関連資料

下記のアからウまでを1部とし、8部（正本1部、副本7部）提出すること。A4で20ページ以内とする。

ア) 企画提案書（参考：第3号様式）

企画提案書は、次の①から③までにに関する企画・提案が含まれるように作成すること。

① 事業実施主体の概要及び業務執行体制

・事業全体の責任者や業務担当者等の関連業務の知見や経験の有無等

② 内容

・新型コロナウイルス感染症の影響による農林水産市場の変化、消費者ニーズの変化や意識の変化

・地方の直売所が担う役割と今後の可能性

・データ収集や比較分析で用いる予定のデータ種類及び収集方法

・データ分析の方法

・調査方法（IoT・AI活用の観点）の工夫

③ 業務執行スケジュール

イ) 積算内訳（参考：第4号様式）

令和2年度の委託契約期間中に本事業を実施するために必要な経費の全ての額（消費税等の一切の経費を含む。）を記載した積算内容

ウ) その他提出資料（様式は任意）

①過去に類似事業の実績があれば、これに関する資料（委託元、期間及び受託業務の概要等）

②その他提案に関する有効な資料

(2) 企画提案関連資料提出期限等

企画提案書は、持参又は郵送で提出すること。（電子メール、FAXによる提出は受け付けない。）

提出期限は、令和2年9月11日（金）15時必着とします。

郵送の場合は、電話にて企画提案関連資料提出先に到達の確認をすること。

(3) 企画提案関連資料提出先

〒514-8570 津市広明町13番地

三重県農林水産部フードイノベーション課（県庁6階）

電話：059-224-2395

## 9 質問の受付及び回答

企画提案に関する質問は、次のとおり必ず文書を提出して行うものとする。

(1) 提出方法

持参、FAX（059-224-2521）又は電子メール（foods@pref.mie.lg.jp）で受け付ける。様式は自由で用紙はA4版を使用し、質問者の組織名、回答を受ける担当部署名、担当者の氏名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを明記すること。

FAX又は電子メールの場合は、送信後フードイノベーション課（電話059-224-2395）へ架電し着信を確認すること。

(2) 提出期限

令和2年9月4日（金）15時必着

(3) 提出先

〒514-8570 津市広明町13番地

三重県農林水産部フードイノベーション課（県庁6階）

電話：059-224-2395 FAX：059-224-2521

電子メール：foods@pref.mie.lg.jp

(4) 回答

受け付けたすべての質問及びその回答については、令和2年9月8日（火）17時までに県ホームページに掲載する。

## 10 プレゼンテーションの実施

提案者から提出される企画提案資料による審査と併せ、提案者のプレゼンテーションによる審査を実施する。

令和2年9月16日（水）午前に津市栄町891番地 三重県合同ビルG101会議室で実施する。

なお、プレゼンテーションの実施は、Web会議システムを活用して行います。

プレゼンテーションは提案者による説明15分、選定委員会の質疑10分とする。

プレゼンテーションの時間割等については、提案書を提出したすべての者に令和2年9月14日（月）15時までに電子メール又はFAXにて連絡する。

## 11 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

最優秀提案者に提出を求める資料は、以下のとおり。提出期限は別途指示する。

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）（有料）」（所管税務署が企画提案書提出期限の6ヶ月前まで発行したもの）の写し
- (2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの（無料））の写し
- (3) 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書
- (4) 見積書（別途指示する）
- (5) 三重県物件等電子調達システム利用者登録をしていない事業者又は共通債権者（物件契約）登録をしていない事業者にあつては、「三重県財務会計システム共通債権者（物件契約）登録申出書」（第5号様式）

## 12 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、三重県農林水産部フードイノベーション課において示す。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」という。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しない。

- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。なお、契約金額は見積書に記載された金額の

100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする。

(4) 契約は、三重県農林水産部フードイノベーション課において行う。

### 1.3 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

### 1.4 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期

契約条項の定めるところによる。

### 1.5 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

### 1.6 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

### 1.7 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

### 1.8 その他

(1) 本コンペは、企画提案内容に基づき委託先候補者を決定するものであり、委託における詳細な事業内容、成果目標等に関しては、委託候補者と発注者と協議を行うことにより決定するものとする。

(2) 企画提案に要する費用は、各提案者の負担とする。

(3) 提出された各企画提案関連資料は返還しない。

(4) 契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではない。

(5) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとする。

(6) 契約に係る委託料の支払い等は、三重県会計規則の規定に従うものとする。

(7) 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、三重県個人情報保護条例第53条、第54条及び第56条に罰則があるので留意すること。

### 1.9 連絡先（担当部局）

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県農林水産部 フードイノベーション課 ブランド協創班

電話：059-224-2395 FAX：059-224-2521

電子メール：foods@pref.mie.lg.jp

担当：有田、太田